

令和3年度地産地消等優良活動表彰 審査委員会
設置要領

第1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、農林水産物の直売や加工などの取組を通じて農林漁業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。また、国産農林水産物・食品の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物・食品の消費拡大を推進していくことも重要である。

こうした中、全国各地の、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある様々な地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大の取組・活動に関する成果や持続性等について、優れた活動に対し表彰を行う目的で「地産地消等優良活動表彰審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2 審査委員会の構成及び運営

1. 審査委員会は、地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大の推進や実践に関して造詣が深い全国地産地消推進協議会の会員から選任した委員をもって組織する。
2. 審査委員会の委員長には全国地産地消推進協議会の会長をもって充てる。
3. 委員長に事故がある時は、その指名する者がその職務を代行する。
4. 審査委員会には、委員長の了解の下、必要な者を委員会に出席させることができる。
5. 審査委員会には、オブザーバーとして農林水産省から関係者が出席する。また、必要に応じて外部からオブザーバーが出席することができる。

第3 審査委員会に諮るべき事項

1. 地産地消等優良活動の分析について
2. 地産地消等優良活動の評価について
3. 地産地消等優良活動の選定について
4. 表彰式等の開催について

第4 審査委員会の事務局

審査委員会の事務局は、株式会社ブランド総合研究所に置くものとする。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。